

3. 終連地方機構と府縣庁との統合関係

RM'-0001

0577

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RM'-0001

0578

795 )  
822 )

(分類)

電 信 案 一	外 務 省	編成方針、一環として外務省の終戦連絡地方事	小国費地方費の負担区分に関する明年度予算	大日朝日其の他	電送第	主管	電信課長
					昭和22年 月 日 時 分	主任 佐藤 清	發
略平	合	第 一七 號	件 名	宛	發	昭和22年 1月 19日起草	
			地方市町村及出張所と都道	各事務局長	各出張所長		
			府省との統合に関する件				
			記録件名				

11 11

電信寫

P6101

昭和三一 一八五 平  
熊本 一月十日(四)一發 給總  
本省 十日九二〇着  
八木事務局長

吉田 總 裁

第五號 (至 急)

(地方終連を縣に統合する旨の新聞報道に關する件)

十日附當地新聞所載共同通信の地方自治法案の報道に際し地方終連を縣に統合する旨の記事を掲げ居り、局長間に 來して いるが本件真相相違に當事務局長及び鹿兒島出張所取扱ひにつき至急御説明を請ふ

配布先 人、文、電、給總部長、給政、給秘、給總總、給政政

(了)

外 務 省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電 信 案

外 務 省

務向及去張所等は特別重要の地を除き都道府縣に統  
 合することにより臨時閣議で決定せられた云々の記事と照して  
 りるが右記事内容は本蔵有案と其の儘掲載して及び  
 附録内決定との間に懸隔があるのみならず實際内閣  
 として現存事務向の大多數は本附録による影響前と  
 うけず又特等事務向及去張所の都道府縣への統合案は  
 以前とは若干異なる事あり  
 前記は個別のに大々所在未定例の意旨を略した後其

電 信 案

外 務 省

意旨向に依りて整理せられたる見事あり  
 前記記事は  
 誤つて印象を与ふる虞があること念為

RM'-0001

0579

昭和22年(1947年)1月9日 木曜日

第1頁

# 五百九十億圓

## 明年度予算、大幅に削減

閣議決定の明年度予算は、前年度に比し、総額として五百九十億圓に大幅に削減された。これは戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。

### 削減の主旨

削減の主旨は、戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。

### 特別地方官廳現狀通り

## 地方制度改革案、著しく後退

地方制度改革案は、著しく後退した。これは戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。

### 北海道開発廳

## 内閣に設置される

北海道開発廳は、内閣に設置される。これは戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。その内訳は、一般歳入が四百九十億圓、歳出が四百億圓に削減された。この削減は、戦後最大の削減額である。



RM'-0001



電信寫

2.6.1.01

昭和二十二年三月六日 平 金澤 一月十四日 一三二五發 絡總

吉田 總裁

多田出張所長

第四號

(終連地方機構と府縣廳との統合に關する件)

實電合第二二號に關し當所の統合に關して名古屋事務局長と打合せの要あり本職十七日同地に開催の東海北陸派遣涉外課長會議に出席の際同局長の御意見を伺ひたる上、上京回答す

(了)

名古屋へ轉報せり  
並布先 人、文、電、給 總部長、給 祕書、給 總總、連

外務省

RM'-0001

0582

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

96107

昭和二二 三一九 平 鹿兒島 一月十四日 一三〇 發 絡總

吉田 總裁 川畑出張所長

第三號 (至急)

(終運地方機構と府縣廳との統合に關する件)

記帳済

貴電合第二二號に關し  
→直ちに當地軍政部長マカマレイ中佐の意見を聽した所同中佐は  
客ろう以來當縣知事及び本官に對し現在の鹿屋の縣連絡事務に  
は不満なりとしてこれをも本官の統轄下に再編成方を要望して  
いる矢先でもあつたので當出張所廢止案は全く廢耳に水の如き  
面持ちをもつて廢止案に對し強き反對意見を表明するとともに  
早速九州地方軍政本部を通じ上級司令部へ存續方意見を具申す  
べき旨言明せられた

外務省

RM'-0001

0583

ニ客年五月本官當地に出張駐在するに至つたのは軍政部の要望に基くものなるも中央においても御承知の通りであり當地歴代軍政部長は本官に對し全幅の支援を與えてをりその内には現に九州地方軍政本部の要職にあるもの多く同本部としても當出張所の廢止に反對せられるは明白なると思考せられる

前記一の鹿屋のことの外賠償その他の事務増加の今日到底一人や二人の手に負へざるは大藏省當局にも理解せられ得るところと存する次第につき寧ろこの際熊本八木局長及本官よりの累次

きたり

轉電先 九州、熊本

配布先

次官、人、文、電、次長、絡總、絡政、絡經、絡密、絡管各部長、絡祕書、絡總總、連

絡密



電信寫

26-10-1

大書房  
好

昭和二一 三四三 平 小會 一月十六日 一三〇〇五 着 終稿

吉田 總裁

二番出張所長代

第一號 (五象)

(終連地方機構と府縣廳と統合に關する件)

貴電合第二二號に關し

二番連絡官より

所長不在の爲十五日本官が當地軍政部長ジョーレンズ大尉へ意見  
を求めたところ同大尉は小會第二四師團司令部所在地にして  
殊にそのプロキニヤメント・オフィスは九州全般に付いてア  
プールのガイディング・オンラインを有する次第であるから從察  
通り警務所との連絡を必要とする旨述べたお司令部とも連絡の  
上回答すると語つた  
右取敢えず電報する  
なお本官限りの私見としても九州のメウチカエ。マ。オ。イ。ス。の

記帳簿

外務省

RM'-0001

0585



電信寫

76101

昭和二二 三三九 平 和歌山 一月十五日一六〇〇發  
本省 十六日〇九四〇着

吉田 總裁 佐藤事務局長

第三號

(終連地方機構と府縣廳との統合に關する件)

貴電合第二二號に關し

當地軍政部の意嚮を訊したところ司令官以下首腦部は何れも當局の存在は軍政部の事務運営上絶対必要につき廢止には強く反對せらるることであるが取りあえず右報告する本官意見は十六日上京の官内連絡官務行の告(了)

配布先 文、電、次長、絡設、絡管、絡政、絡經、絡賠各部長  
絡總部 謀、絡秘

絡總

記帳済

外務省

RM'-0001

0587

電信寫

76101

昭和二十二年三月三日 熊本 一月十五日一七〇〇發 絡總

三三八

本省

十六日〇九二〇着

吉田總裁

八木事務局長

第九號(至急)

〔終連地方機構と府縣廳との統合に関する件〕

貴電合第二二號に關し

熊本事務局は他の地方終連に比し相當遅く設置されたが本官が  
 昨年二月末開局のため來任した際には中央より右設立が第八軍  
 側の要請に基く旨の説明を受けた、着任當初當地方官憲並びに  
 當時の軍政中隊長と設立に關し甚きか否を發生を際三月  
 十六日附貴電合第一〇〇號をもつて第八軍バライド大佐より本  
 件につき再確認ありしものと了解している、  
 熊本は地理的に九州の中央に位置し大藏省、逓信省、農林省等  
 の地方機關にして九州全体若しくは九州内數縣を管轄する局も

外務省

RM'-0001

0588

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RM'-0001

0589

數個設置せられ従つて當事務局の任務は單に熊本縣のみに限定せられるものにあらずしてこれ等各地方局と軍政部及び米軍部隊との間の連絡事務は殆ど當事務局において所理しおる現状である

一 當地には相當の部隊駐屯する外進駐軍家族住宅の進駐戸數一殆ど近日竣工の予定は一三戸にして復興院調査によれば大津及び小倉に次ぎ第一軍團の管下第三位にして従つて兵舎及宿舍關係の連絡事務及び住宅の維持管理關係事務は到底縣の手に負えざるものなること明りようである

一 本件實現されれば九州事務局は佐世保終運を除きて足を失うこととなることと地方厚生事務局の無力なる現在而も累次の各縣外務課長會議に反映し來れる各縣の根強き當方終運に對する反感に徴するも今後九州終運が日常業務遂行に當り遭遇を予想せられる困難は等閑視し得ざるものと推測される

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

金運部...  
...  
...



本件につき當地軍政部より當事務局存続に對する強き意思表示  
（別電第一〇號）ありたるところ右については九州地區軍政本  
部も同意見なること明りよりである  
本省に置かれては以上諸點御考究の上事務局の存続につき關係  
方面を納得せしめられることを切望する  
九州終連及鹿兒島へ轉報した  
配布先 次官、人、文、電、次長、絡總、政、經、設、賠各部  
長、絡秘書、絡總、絡總、連

RM'-0001

0590

電信寫

2610+

昭和二三 三三三 平 編四 一月十五日 一四一〇 時 本省 十六日 〇二二〇 時

官 田 總 務 課

第二五號 (通令)

(地方事務局及び出張所と都道府縣との統合に関する件)

●電令第一七號に關し

十五日當地九州軍政本部より中央においては九州地方としては本事務局、小倉、大分各出張所を予算の關係上附録の意向あることと小倉軍政部よりの通報により知つたが九州事務局の意見如何との照會を受けた

當事務局としては買頭往電の外は何等情報に接してからぬので直ちに小倉出張所に問合せて初めて其相即ち出張所及び船本に對し直接本省より調電が發せられたことを知り得た次第であるが斯くの如く當事務局を經由せず乃至は少くとも當方に通報なくして九州各事務局及び出張所との間に本件の如き重要問題を取扱はるる

記帳済

外務省

RM'-0001

0591

電信寫

06701

昭和二十二年三月三日 平 青森 一月十五日〇九一〇發 絡總  
 吉 田 總 裁 本省 丸山出張所長

第四號 (終連地方機轉と府縣廳との統合に関する件)

貴電合第二二號に關し、當地軍司令部の意見を通り、進駐軍業務に關する縣の指導獎勵機關として現在通り、獨立せる〇工〇機關の存續を強く希望する旨回答あり、本官意見として、青森縣の如く工事關係其他進駐軍業務に多きにかかわらず、外事務不なれに、進駐軍との間に問題多き縣にては、司令官の意見に全く同感にして、更に住宅の管理、宿舎施設事務に終連にて主管する關係より少くとも、連絡三名の増員を希望す。

(了)

配布先 人、文、電、次長、終連各部長、絡秘、絡總總、連

外務省

電信寫

ことば九州軍政本部との連絡上支障を来たすこと甚だしきものが  
 あるから、現今當事務局長の職務機能を活用相成りたり (了)

配布先 文、電、次長、終連部長、聯絡部、聯絡部、連

外務省

RM'-0001

0592

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

26/01

昭和二三 三四九 平

本長  
省崎

一月十五日一〇〇八發  
十六日一〇一五着

絡總

吉田 總裁

(終連地方機構と附縣廳との統合に關する件)

若松出張所長

費電合第二二號に關し

一 軍政部は現状に満足しおり變更を好まぬ

二 當所も統合に反對する

(了)

配布先 文、電、次長、絡總、政、經、設、管、賠部長  
絡秘書、絡總、連

外務省

不要記

RM'-0001

0593

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

26101

昭和二三、四一六、平 和歌山 一月十五日 發 〇三〇 着 絡總

吉田 總裁

佐藤事務局長

第四號 (幸便)

(終遠地方機構と府縣廳との統合に關する件)

記録済

貴電第二三號に關し當地軍政部長の意嚮は往電第三號の通りなるが左に私見申進す

一、當局のプレスティーヂ

當局が進駐軍大學上陸以來一年五ヶ月間活動し來りたる關係上内外への威信も高まり縣其他の諸官廳との關係も頗る圓滑に行われ何れの方面よりも苦情がましき言動なく殊に最近縣涉外課も人の入れ替えなどあり課長も代り一層當局への依存性も増大し縣固有の事務も英文其他進駐軍關係の折衝は細大となく我方にて引受け處理し居る實情である(各年往電第六五號參照)

外務省

RM'-0001

0594

三進駐軍關係

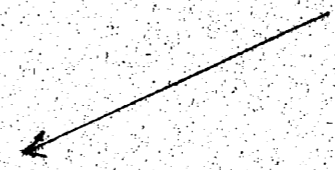
戰略部隊は客年初めに比し著しく減少し現に市内及箕島に第二十五師團の一部駐屯し居るに過ぎざるも當市・田邊・新宮等にGIC分遣隊あり殊に軍政部は縣廳前新築廳舎において部長中佐以下將校七名其他下士兵ありて客年に比し著しく人員増加し今次震災にも救援・視察等に不斷の活動を續け居り産業厚生方面の活動最近特に目立ち其他各種調査報告の要求は逐次増加し居れるかこれに對し當局は充分機能を發揮し居り何等軍側より苦情を申出たることなし、今當局の事務を縣に移讓するとせば後述の如き微力なる涉外課の現状にては軍政部との意思の疎通を缺き且報告の遅延・粗漏等直ちに事務の滞滯を來し軍政部より苦情ひん發すべきは火を見るよりも明かである此の點に關し軍政部幹部において非常に憂慮し事務局廢止に強き反對を表明し居る次第である

三、縣涉外課との關係

當縣においては内務部涉外課において縣廳關係進駐軍關係事務  
即當局事務の實施的方面特に設備ない至物資の調辨・終戦處理  
費關係並に縣各部課提出の報告書の取まとめ等の事務を擔當し  
居り之等報告の英文翻譯等は全部當局にて引受け本官の名にお  
いて軍政部に提出している又同課員の顔ぶれを見るに課長以下  
事務官は英語・英文を解せず通譯無しに軍政部に接衝し得るも  
の一人も無く縣知事宛の要求書も全部當局にて翻譯の上にて通  
達し居れる現状で同課にて獨力當事務をも引受けるに信もな  
いと思われ従て涉外的事務(當局及涉外課事務の各部)の運  
行を計るには當局職員(本省派遣六名及現地雇八名)を全部涉  
外課に移讓すること絶對必要となるが其の場合當局職員と縣職  
員の寄り合世帯となり各種の不都合をばやく起し事務の圓  
滑を缺くこととなるのみならず本案のねらいたる大藏省の企圖

2. 財政の整理  
3. 地方自治の促進  
4. 社会福祉の増進  
5. 教育の充実  
6. 文化の振興  
7. 環境の整備  
8. 防災対策の強化  
9. 国際交流の推進  
10. その他

する経費節減には殆ど寄與する處無き結果となる（當局経費本  
年度十五萬圓）



RM'-0001

0597

RM'-0001

0598

中央と當縣との關係に對する當局の地位  
 設營に伴ふ終戦處理費の支出は知事の權限に屬し地方終戦事  
 務局は法規上直接關與するもの非ざるも當局は常に知事出  
 居の終戦處理費に關する中央への書類について事前に同覽を  
 效果を擧げ居るものと認めらるる  
 一文中中央事務局より當縣あてに來る各種指令、指示にして縣側  
 にて其の履行を指當すべきものでも縣側は兎角其の履行期日嚴  
 守を怠り勝て又其の履行内容も粗漏なる場合少くなく當局は  
 常に之か期日嚴守、履行内容の整備等に關し指導監督の地位に  
 立ち中央よりの指令、指示の履行に萬遺漏なき様努力してゐる  
 殊に最近賠償工場の保全状況査察及資材調査等について當  
 局は主動的に動いて縣外課に對し指導監督をなす一方工場側  
 とも直接々衝を重ねて居り今後來るべき賠償工場施設撤去に際  
 しても當局は右と同様の態度をもつて之が實施に遺憾なき期せ  
 んと心懸けて居る次第である右の事態に於て當局が縣に統合せ  
 られた場合涉外課のみにて中央よりの指令、指示を効率的に履  
 行し得るや頗る疑門である  
 三 前記の通り何れの方面より見るも當局存続の必要を痛感する次  
 第にて殊に全國十五地方事務局の全面的廢止ならば兎も角僅に

Handwritten notes in the top right corner, including the word "懸案" (pending case) written vertically.

(分類)

電 信 案

外 務 省

主管 終連總務部長了 主任 總務課長 報

昭和三十一年二月十五日 起草

電送第001502 號

昭和三十一年二月十五日 時分

宛 終連 局長 出張所長

名 終連地方機構と府縣廳との

件 統合に関する件

記録件名

發 吉田總裁

時 第 號

往電合オニ二號による終連地方機構の府縣への統合

の件からには奥出張所は隔米未だあるから右電報は

史員事務には関係ないものと承知ありたい

懸案

電信課長

發電係

昭和三十一年二月十五日 起草

終連 221.15 秘書課

三局位の廢止にては大した經費の節減ともならざるべく就中本件考慮の決定的條件たるべき軍政部の意圖は往電第三號の通り若し必要ならば軍側にて申上其他適當の措置を執る様考慮しても宜しいと確言して位で今日辛ひ當地軍側との關係は最も緊密圓滿に進み來りたるに一朝改變の實行に依り關係悪化する様なことあらは大局上誠に面白からざる事態を誘致することとなると思はれ又一般進駐軍の意圖として先般各府縣各々一事務局設置の要望へあつた事であり大體當地軍政部の意見と同様であると推察せらるるから成るべく速に大藏省側と接衝の上然るべき措置を採らるる様切に御願す

本電京都、大阪局長に内示する

配布先 次官、文、人、電、次長、各部長、総務各課、総務

RM'-0001

0599

RM'-0001



電 信 案

外 務 省

本件に関する貴地軍政部の意向意見と共に十六日迄に

所もあり我方のみの一方向的決定に依りては統合し難き事情もあり

パートとして行動方と願軍より特に命令せられて居る局及出張

居る場所に依りては地方連絡機関は中央終連のインテグラル・

縣は統合を要求し居る処、貴方としては諸般を考慮せしめ反對して

居る場所には依りては地方連絡機関は中央終連のインテグラル・

大蔵省局は専事務局の来年度豫算査定に於て専事務局

(控りお取所宛のもの「貴出張所」とすこと)を本年四月より停止し

(分類)

電 信 案

外 務 省

電送第 001499 號

昭和二十二年 月 日 時 分

件 名 宛

統合に関する件

熊本、千葉、和歌山各事務局長及び各出張所長に

対し終連地方機構と府縣廳との統合に關し左の電報

を以てから本報を転電する

管 主 統 連 總 務 部 長

主 任 總 務 課 長

横濱、名古屋、仙台

九州事務局長

大分、四國、備前

吉田總裁

昭和二十二年 月 日

19

電 信 課 長

發 電 係

記 帳 簿





RM'-0001

0602

電信寫

26.1.20

昭和二二

三六三  
三六四

平

松山  
本省

一月十六日  
十六日一八〇〇着

發  
絡總

吉田總裁

前田出張所長

第二號(至急)

(終速地方機構と府縣廳との統合に關する件)

貴電合第二二號に關し

當地軍政部長目下不在につき歸任次第連絡意向を確めた上追電中  
し上ぐるも當方意見としては松山事務局創設當初より各種連絡事  
務處理において軍政部と密接なる關係にありこの種日本側連絡機  
關として特殊且つ唯一の存在となりおれる關係もありその存續は  
必要と思考される懸側としても現状維持希望の意向を有しをれり  
なほ右に於いては四國事務局と協濟につき念のため (了)

配布先 次官、人、文、電、次長、絡總、絡設、絡經、絡設  
絡管、絡陪部長、絡秘書、絡總總、連

外務省

記録済

記録済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

26101

昭和二十二 三七二 平

福岡 一月十六日 十七日 給總

會務局長

吉田 總裁

第二六號 (至急) 地方事務局及び出張所と都道府縣との  
統合に關する件

貴電合第一七號に關し

九州軍政本部の意向は從來と變りなく即ち(一)今更終連事務を縣に統合することは不適當ならびに(二)終連及び出張所は現在のまま存置を希望すること但し規模については縣側の都合に基き縮少されることは差支えなきことである。なお陣容規模については本官より賠償、追放令等の關係上總括的に言つて各事務局出張所とも現在より縮少することは無理なる旨述べたるに對し本部次席將校

記帳齊

記帳齊

外務省

RM'-0001

0603

電信寫

06101

昭和二十二年三月三十一日 小倉 一月十六日一六三〇發 絡總  
 本省 十七日〇九三〇着

吉田 總裁  
 第二號(至急)

(終連地方機構と府縣廳との統合に關する件)

往電第一號に關し  
 二股より  
 更に十六日ジョーズ大尉は進駐軍の公式意見も自分の意見と同  
 一で、多クリテロキユアメントに關する限り當出張所の果して來た  
 役所は縣單位の機構では處理しえない性質のものであるから當出  
 張所は絕對必要の旨述べた  
 なお軍政部プロキユアメント、オフィサーも當出張所廢止には  
 絶對反對の旨強調している  
 九州へ轉電した  
 配布先 次官、人、文、電、次長、各部長、絡秘書、絡總、連

外務省

電信寫

リンク中佐もこれを肯定していた  
 九州各事務局、出張所及び京都、横濱に轉電した  
 配布先 次官、人、文、電、次長、各部長、絡秘書、絡總、連

外務省

RM'-0001

0604

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RM'-0001

0605

76101

電信寫

昭和二十二年三月三十一日  
三月二十九日  
吉田總裁  
第一〇號 (別電)  
(総連地方機關と府縣廳との統合の關係を件)

熊本 一月十六日  
本省 廿七日  
會務局長 着

Headquarters, Kumamoto Military Government  
Kumamoto Kyushu Japan

15 January 1947

SUBJECT: Kumamoto Liaison Office.  
TO : Mr. Sone, President of Fukuoka Region Liaison Office.

1. It has come to the attention of the Kumamoto Military Government unit that the office known as Kumamoto Liaison is to be incorporated along with the prefecture offices of Kumamoto Ken.

記帳済

記帳済

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

2. The Kumamoto Liaison Office has performed a very efficient job to satisfy the demands made by the occupation located in Kumamoto Ken and Kagoshima Ken. It is felt and known the members of the Kumamoto Liaison Office are endeavoring to do their utmost in order to carry out the liaison duties; and that the existence of this particular office is, therefore very much justified.

3. It is understood that the Ministry of Finance, while making survey of the next fiscal years budget of Central Liaison Office of the Ministry of Foreign Affairs, has demanded that Kumamoto Liaison Office be abolished by the end of March 1947 thereby annexing it to the prefectural government.

4. It is felt by Military Government of this Ken that this move is not for the good of Occupation Forces.

5. Due to Kumamoto Kens' location as the geographical center of Kyushu, Kumamoto has regional (.....) Bureaus of Finance, Government monopoly, communications, forestry and postal, all of which cover the entire island of Kyushu. The local liaison agency which is not an integral part of central liaison office world by being incorporated in the prefectural government fail to keep satisfactory contact (.....) and take an initiative stand among these regional agencies of the central government.

Any

... of Kumamoto ...  
... of the ...  
... of the ...  
... of the ...  
... of the ...  
... of the ...

Any liaison office which is merely a branch of the prefectural governments would so fail to keep the expenditures at a low point for the supply of the prefectural government and would not have any check or control to a desirable extent.

6. This therefore, would cause the growth of government outlay in a period of time contrary to the intent of Finance Ministry. It is also understood that the expenditures of the (.....) local offices are based on the allocation from the central government and are also immune from check by the prefectural legislature.

7. It is, therefore, strongly recommended and requested that the Kumamoto Liaison Office be continued as of its present status and that no changes be made either as to a structural setup or its personnel.

Signed ROBERT E. HARRMAN,  
Major, GMP, Commanding

五重子

電信寫

26101

昭和二二

三八四  
三八五

大  
本

一月十六日一七  
十七日〇九四五

格總

渡邊出張所長

言 田 總 裁

第一一號(主忌)

(終端地方撤離と府縣境との統合に關する件)

頁龍台第一二號に關し  
終端を撤離に統合することはこれを知事の指揮下に置くことと  
なる處當地行政の指導に重大な關心を保持し軍政部の占領統治意  
志を獨立の機關たる當所において伸介指導することは絶対必要  
の状況であつて(妥細郵送)此の點軍政部長においても全く同  
意見であつて強く支持して居る。  
地方自治の離立による行政權力の強化が豫知せられて居るが  
元來傳統的に政非政區で政治意識及び政黨利益等よくそが  
當地では占領統治目的に副ふためにこの場中に入る虞れある縣  
政を軍政部と一體に近い獨立機關が常に中立公正の立場で内面  
指導すること絶對必要である。  
當地縣政の眞情(妥細郵送)は當所が獨立の機關として存續し  
實質的には軍政部のインテグラルパートとして行動することが

外務

記録

記録

RM'-0001







電信案

外務省

得ることになった

就には何等動搖なく執務方より職員を  
御督勵ありと

現

電信案

外務省

地方  
事務局及び出張所の廢止が問題となつたが  
方としてはこれらのは特別の經濟もせず  
軍政部の要請により配置されぬもので我方  
の意圖のみにあつて措置すべからずと強く並  
折衝の  
張した結果来年度豫算上の措置として  
（特別のものは今後<sup>（現地事情の要更に依り慎重）</sup>研究の上廢止す  
る）<sup>（現地事情の要更に依り慎重）</sup>現狀通り存置し

（森島院合）

RM'-0001

05 10



RM'-0001



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

96/10

昭和二三 四三七 平 名古屋 一月十九日一〇〇〇 發 本 省 二十日一八一〇 着 絡 總

吉田 總裁

俊島 事務局長

第三號

(終連地方機構と府縣廳との統合に  
關する件)

貴電合第二八號に關し  
管下金澤出張所は石川、富山兩縣との連絡事務に當り居ると  
ころ、右は當局管下六縣の内靜岡、愛知、岐阜、三重各縣との連  
絡、通信等は極めて便利なるに反し、石川、富山は地理的にも孤  
立しており、金澤出張所を極めて有効に活用しおる状況にて當局と  
しては是非ともこれが存続を希望しおるものにして、鐵道財務局  
等も北陸に出張所を持つ、當地東海、北陸地方軍政部長ハーマル  
大佐にも先方の意見をたづねたる、と、當局の連絡事務等の實施

外 務 省

記帳簿

記帳簿

29

總、統(5)

公 信 案

事務に當つて居るものがあるが、その他の

本部 (リージョナル、ヘッドクォーター) との連絡

戦軍 (海軍基地を含む) または地方軍政

り、これら事務局の大部分は師團以上の作

絡戦連絡地方事務局十六及び出張所十一があ

現在終戦連絡中央事務局管下の地方機構は

地方終戦連絡の地方へ統令問題

事務資料

対策如何

上右を存續し置く方結構なりと語りたり

(丁)

配布先 次官、人、文、電、次長、終連各部長、絡秘書、絡總  
總、連

RM'-0001

06 13

30

事務局及び出張所と雖も地方米軍當  
局の要請に依つて設置せられたものである  
か、または占領軍進駐の初期の段階に  
おいて樞要の地と認められたものが占領軍  
の移動乃至軍政組織の改変後も地方  
占領軍側の要請に依つて互の概略を  
續して居るものである。

公 信 案

31

今次地方制が地方分権的方向に改訂  
されること等とも関連して、これらの総連機  
構も地方府の統合してはどうかといふこと  
も一應考へられるのであるが、これらの事案  
局の管轄区域は概ね数縣に亘つて居る  
ばかりでなく、各種機関に対する互の連絡  
統合の概略も、今後におけるその事案の

公 信 案

32

公 信 案

の増加(特に駐領事務)等を考慮すること  
 きは、地方分権が確立されるべきならばとれるほど  
 却つて中央との連絡するに於て終連機  
 構の専事性が由領軍例との連絡事務  
 を適確迅速に処理する上において益々  
 増大するものと考へられる。かゝる  
 他方、この終連機構は一昨秋九月

有する  
 終連  
 機

33

公 信 案

合國軍の指令第二号を基礎とし、且つ現  
 地占領軍例の要請に應じて配置整の備  
 を行つて今日に至つたものであつて、従つて  
 これら事務局及び出張所を地方廳に統  
 合する大めには所在吉領軍当局の意旨  
 を徴した上でないと決定すべきない事情  
 もある。

RM'-0001



34

公  
信  
案

之を要するに地方終連機構が現  
 在に  
 物も果しつゝあるその役割の重要性に  
 鑑み且つ又各地の实际情况に照して、現  
 在  
 のところこれを地方廳に統合すること  
 は考へて居ないばかりでなく、（現地の事情も）事務局  
 にあつては要するの機構を充實強化す  
 る必要があると考へて居る。此中であ

35

公  
信  
案

有。  
 尤も少数特殊の事務局乃至出張所  
 等も今後現地事情の推移に基き廢  
 止して差支ないものか生じて来るか  
 も知れない。





HEADQUARTERS  
EIGHTH ARMY RTC  
DETACHMENT NUMBER 1, HEADQUARTERS COMPANY  
8th ARMY  
APO 503

20 January 1947

SUBJECT: Retention of Japanese Liaison Office

TO: Japanese Liaison Officer

1. It is with some dismay that we learn of the plan to abolish the Japanese Liaison office at Atsugi Army Air Base where the Eighth Army Replacement Training Center is located.

2. The Liaison office at this base has cooperated so well in selecting employees, particularly technical employees; in effecting an overall reduction in employees with a minimum of friction; in increasing the work output per employee; and in generally maintaining very harmonious relationships between Military Personnel, Civilian Personnel, and the Officials of adjoining communities, that the removal of the Liaison Office at this time would be a great loss to this Base.

3. It is requested that a very small cadre be retained by the Liaison Office at this Base, sufficient to handle labor problems and capable of dealing with officials of nearby communities.

For the Commanding Officer:

CECIL R. DEAN  
Captain, AGD  
Adjutant

昭和二十二年一月二十八日

終連總務部

終戰連絡地方機構の府縣統合に関する件

一、地方機構設置の根拠

二、地方機構の存置を主張する軍政当局の意見

三、地方機構の廃置分合の手續は慎重を要する

四、我方の地方機構存置の理由

五、今後の地方機構の綜合及び運営方針

(以上)

RM'-0001

0617

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

一 終連地方機構設置の根拠

昭和二十年九月聯合軍指令第二号を以て、情報提供及び設営業務の執行乃至取次等を主たる任務とする中央機構 (Control Agency) 及び主要拠点領地又はその下部機構 (Subagency) を設置することを指令せられた。

これに基いて中央においては終戦連絡中央事務局、地方樞要地においては地方事務局が設けられた次第である。

尚地方終戦連絡機構については、客年一月総司令部より、専ら地方進駐軍当局の要望に應じ処理すべしとの指示を受けてゐるのである。

二 終連地方機構の存置を主張する軍政当局の意見  
各地方事務局が過去一ヶ年半、進駐軍上陸直後の渾沌たる事態によく対処し、複雑多岐な連絡事務を円滑に遂行して来たことに対しては、各地軍政当局は例外なくアプロシエートしてゐる。

-2- 各地軍政当局として、今後ともこれら終連事務局の

存續を強く要望してゐる諸理由として挙げ得るものは

(1) 情報提供に付ては、その土地に因縁をもつものサービスはとかく歪曲され勝ちで、充分に信をおき得ない。

(2) 進駐軍の軍政組織に即應し、日本側としても、中央地方を一貫した連絡機構の存することは、連絡事務の迅速正確な実施を期待し得る。

-3- (3) 地方事務局職員の教養乃至能力が連絡事務

に適格なるに加へて、職員がその土地に因縁が少ないため腐敗手段に汚染する憂がない。

(4) 府縣に統合されて渉外部課となれば、縣廳内に於けるそのボイスが著しく低下し、強力な連絡事務遂行上支障がある。

三 終連地方機構の廃置命令の手續は慎重を要する。

-4- 前述のやうに地方事務局が指令乃至は各地軍

政部の要求に依つて設置せられ、且つ現に軍政部との間に  
円満密接な關係を保持し、活潑な機能を發揮してあ  
るものを、我方の一存に依つて廃止もしくは統合すること  
は、種々の障害を豫想される次第であつて、これは各地  
の軍政部と協議し、その納得を得れ上、慎重に措  
置しなければならぬ。

#### 四 総連地方機構の存置理由

我方として地方事務局の存続を主張し、統合に反対  
する理由は、前記軍政部の主張する理由とは、必ず竹節

を合はすものであるが、尚特筆すべきは、

(1) 連絡事務は国家的事務であるに拘らず、所謂地  
方分権の線に沿つてこの事務をも地方に分散せしめ  
る結果は、事務の一貫性を阻害することとなり、事  
情に暗い各縣が區々に行動するため、思はざる国家  
負担の加重を来すことが必然であつて、現に例へば縣当  
局のサービス、の行違ひとか、先方の不当な要求等、  
かかる現象が各地に起つてゐる。事務局といふ緩衝  
地帯があるために、これだけ磨擦なく、またエゴニミカル

に行つてあるかを考へるべきである。

(四) 地方事務局は軍に縣廳のみを對手とするものではない。市海運局、鉄道局、裁判所、引揚援護局等を連絡対象とする多種多様の連絡、調整、統合の事務をも行つてゐるのである。特に、目下審議中の特別市制が施行せざれば、従来縣廳関係事務であつたものゝ六十パーセント以上が市に移ることを考慮に入れねばならない。

(五) 重要地点の地方事務局は一縣のみの連絡事務

を管掌するものでなく、數縣に渉るものであり、横浜のやうに第八軍の管轄が全国であるから、全国に關係する場合もある。

等の点である。

五 今後の終連地方機構の統合及び運営方針。

現在終連地方事務局及び出張所は二十七あるが、この中地方軍政本部所在地のもの八、海軍基地所在地のもの三、師團所在地のもの三、合計十四は、數縣に及ぶ管轄區域、諸種の機関に対する連絡統合機

能及び今後の事務の量の増加（特に賠償事務）に鑑みて到底統合を考へられない。併し他の事務局三、出張所一〇に付ては、依然存置するに勝ることはないが、現在の人員及び経費の重畳的使用の考慮からして、その存続を固執するものでなく、現地事情の変更があるもの、又當該軍政部の要望が解消し、田滿裡に談合をつけ得るものは縣に統合する用意はある。

9. 而して今後における終連地方事務局運営方針とし

ては、前記十四ヶ所の樞要地矣の機関を出来得る限り充実に、特に軍政本部の所在地である横濱京都、仙台、札幌、名古屋、吳、高松及び福岡の人員経費を重畳的に考慮し、これらの事務局を以て關係各縣の輔導、斡旋、終路に一段と努力を拂<sup>拂</sup>い<sup>付</sup>てほしい。現にこれら各地においては地方事務局局長主催の各縣涉外課長會議を定期的に開催し、また各縣に随時職員を派遣する等の方法で、全国各縣歩調を一にすれば健全適切な連絡事務の遂



公 信 案

配布先 (総連地方教構の府縣統制に関する件)  
 大臣、次官、総務局長  
 西次長、総務部長、秘書課長  
 大蔵省、主計局、村上班長  
 合 東條三策課長

-11-

行に顯著な成績を挙げつつある実情である。

(以上)

RM'-0001

0623

終戦事務

厚連第第二號

昭和二十二年一月二十三日

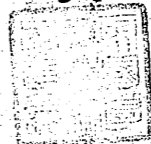
秘書

終戦連絡中央事務局

總裁 吉田 茂 殿

終戦連絡中央事務局厚木出張所

所長 今井 重夫



外務省  
22.2.1

地方事務局及出張所の府縣統合に  
関する件

本件に関し貴電合第一七號、第二二號並に第三二號を以て段々  
の御訓達があり仍て取あへず本月十七日拙電第三三號を以て基地  
司令官の意向と共に本官の所見を御報告申上げ左次第であるが  
二十日に至り基地司令部副官デイン大尉より別添の如きメモランダム  
を手交され、當所が米軍側に盡し來れる功績を稱へ、左と云ふ小規  
模なりとも存續せんことを要望し來つた  
また通訳俱樂部及関係町村代表綾瀬町長等より當所機構の存續

RM'-0001

0624

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



○ 要三編 各地 各地 各地  
本編 二編 一編 四編 一編  
一編 二編 三編 四編 五編

益野 加田 坂  
系 豊 誠 篤 子 次 博 繁 吧

榮 州 司 印

第 四 十 一 二 冊

所 毎 一 冊  
拾 拾 拾 拾

方要<sup>編</sup>に來るる。本官として昨日二月着任以來銳意部内の刷新を行ひ當時米軍側に信用失墜し居れるを極力名譽恢復に力め漸くにして軌道に乗り來り、現在米軍側とは最も緊密に接觸を保ちつゝあると共に地方事務所、警察署、勤勞署、附近町村との連絡亦頗る圓滑に行き居れる際之を放棄するは事情止むなしとするも痛惜に値ましと思考す次第である。

以上の如く當所の廢止問題は意外の反響を呼び、拙電第三舞の趣旨を聊か訂正補足するの要を認むるに至つたので右の次第御参考迄に御報告申上げらる。

RM'-0001

0625

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RM'-0001

0626

文

26101

昭和二二 八一八 平 福岡 二月六日一七一〇發 絡總  
本省 七日〇九三三着

吉田 總裁  
第三九號 (至急)

會禰事務局長

(地方事務局長及び出張所と都道府縣との統合に  
關する件)

往電第二五號に關し  
總務部長へ

過般上京中總務課長より九州における事務局及び出張所につきて  
は長崎を除き現狀維持の趣を拜聽したが歸任後九州軍政本部側の  
非公式の意向をもサウインドした結果左の如き解決を提案申上げた  
事。

即ち長崎は何といつてもメディア軍政チームの所在地のことて  
もあり終連機構を一切廢止することは適當でないのみならず終連

記帳簿

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

が佐世保のみにあり長崎には縣廳のみとならばややもすれば兩者の關係が圓滑を缺くおそれなしとしないこの點從來の如く佐世保局長及び若松出張所長の協力將來も持續せしめることが肝要と認められる(例えば賠償協議會問題等)よつて右外政内政の兩面より見てこの際やはり長崎出張所はそのまま存續せしめむしる佐世保長崎兩關係當局の話し合により佐世保の人員を少しでも長崎に充派する如く考慮するとともに大藏省に對する關係においては經費削減(佐世保にもいい分はあるべきも一應その出所は佐世保とする)の方法によりて満足を與えることが適當と思はせられる

本件につきましては佐世保長崎兩當局の意向並びに長崎エムジイ及び九州ツージョンの正式意向を徴した上具申することが本筋と承知しているが種々複雑な事情もあるから敢て本官が各方面をにらみ合せた上下した判決を上申する次第である何分の御指示を仰ぎた

5

RM'-0001

0627

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



RM'-0001

0629

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和二十二年八月一日 午後五時 三浦 事務局長 着

本 省 二月九日 一〇一〇 着

吉 田 總 裁

第三四號 (至急)

(地方事務局長及び出張所と都道府縣との統合に  
關する件)

九州事務局長、  
總務部長、  
長崎出張所に關する當方の見解左の通り、

一 縣廳内には終戦以來終連委員會施政委員長知事副委員長若松設置せられ進駐軍關係事務を處理し軍政部に對しても委員長又は副委員長の資格で事を辨じており終連出張所の存在することは表面に出していない右事態につき若松所長は弱小なる出張所が強力なる縣と仕事をする場合前者が後者の變に飛込んで兩者一体となる方が自然な行き方であるとの意見を漏らしており本官としても同所長の苦衷を察し強いて形に拘泥せず働きよむ様に

記帳済

外 務 省

電信寫

RM'-0001

0630

するを賢明と認めこれを交渉して居る  
ニ同所長は副委員長として卓越せる成績を挙げ縣内は勿論一般  
より多大の信用を博しているから理想としては是非とも現状の  
儘に存続しこのラインにて今一應の御努力をお願いしたいが萬  
一大難省関係でやむを得ぬとせば限られた人員と資金とで手  
一杯の仕事をして居る當局に手をつける代りに内部的關係のみ  
出張所に過ぎない同所を廢止し副委員長の資格一本建として經  
費節約を圖りたい  
副委員長としての手腕を高く評價してゐる縣としては一期七一  
五〇〇圓程度の出張所経費を負擔し副委員長の位置をこの上と  
も強化することは吝かならぬところと思われる  
縣は營務寮局内に約三〇名より成る大出張所を常設し營務寮局  
縣廳並びに占領部隊との緊密なる連絡に當つてゐる又重要懸案  
ある場合には知事外各課課長並びに本官以下各局員相互に長崎

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



管するべき重要な渉外事務が多いため終連事務機構の今後の措置について先記事項を御参考の上速かに適當なる御配慮を賜りたく右申上します

記

一 従来長崎縣に於ては佐世保市に終連事務局長崎市に同出張所あり佐世保市駐屯の作戦部隊との連絡は佐世保終連を長崎軍政府との連絡は同長崎出張所と經由してゐたのであるが今般長崎出張所が廢止せられるとすれば長崎軍政府との渉外連絡事務は官制上佐世保終連を經由して實施しなればならぬこととなるので斯くしては渉外事務の迅速なる処理上重大なる支障を来たすものなること

二 今般佐世保に駐屯同市駐屯作戦部隊関係の軍政

(調達)

事務を執行してゐたアマゴスト軍政官行は長崎市中に移駐し長崎軍政府内に於て事務を執ることとなつたので縣内の軍政事務は長崎軍政府内に統一せられ進駐軍との連絡事務はすべて長崎軍政府と經つたこととなつたので長崎出張所が廢止せられるとすれば軍政府よりの要求はすべて佐世保終連事務局經由の上縣に於て實施することとなり渉外事務連絡上極めて不便となるのみならず事務實施に支障を伴ふこと





他してゐるがこれと連絡する事項も長崎軍政府を經由して  
 行ふことは寧ろ當然であつて従つて終連事務局機構と  
 本縣ホ一ヶ所存置するも寧ろ當然長崎市に設置せら  
 るべきであつて佐世保終連事務局を縮小又は廃止せらるる  
 場合ホ此は暫定的にも長崎市に設置するものと思量  
 せられる  
 四 終連機構と本縣より全く廃止せられたる場合渉外事務  
 の重要性に鑑み今後の処置方針についても慎重なる對策  
 と考慮しなけれはならぬと、その場合には至急心詳細な  
 る御指示と賜はいたしこと



終連事務局 奉

二二

外務省  
 22.8.8  
 文書課  
 收

佐世保才一六六號

昭和二十二年八月四日

終戦連絡佐世保事務局事務取扱 吉川 紀彦

幸便

終戦連絡中央事務局總裁

芦田 均 敬

終連機構存置方に関する軍政府登書翰

字送付の件

本件に關し、口西副領事登合才ニ號電報を以て  
不取敢報告しに通りであるが、口西中佐より

G.H.Q. 宛書翰空別添送付す。

本信字送付先 九州終連

海軍

M.12.0.1-6.

RM'-0001



Remarks

1. In Nagasaki - ken, we have the Sasebo Local Liaison Office which is in charge of the liaison affairs between the operation troop in Sasebo - shi and prefectural office; and the Nagasaki Detachment, Sasebo L.L.O. through, which the liaison affairs of Nagasaki Prefectural Office with Nagasaki Military Government Team have been done.

If Nagasaki Detachment were abolished, the liaison affairs between Nagasaki Military Government Team and us will inevitably have to be dealt with through Sasebo Local Liaison Office at Sasebo-shi according to the present government organization.

If so, we can not only manage the liaison affairs without delay but we will confront with a grave hinderance to the management of this affairs at once.

2. As Armagost, the Military Administration Officer, and his subordinates who were stationed at Sasebo-shi and were in charge of the Military Administration Affairs (Procurement Affairs), were ordered to move to and manage the affairs in their charge in Nagasaki Military Government Team.

Then all Military Administration Affairs will come to be managed under the control of Nagasaki Military Government Team; -- namely the liaison affairs between the Operation Troop of A.O.F. and Nagasaki - ken will be managed through Nagasaki Military Government Team.

All of the requests of Nagasaki Military Government Team will be carried out by Nagasaki-ken through Sasebo Local Liaison Office at Sasebo-shi, after the abolition of Nagasaki Detachment and then we will confront with a great hinderance to the management of these affairs (e.g. - The demand of the operation troop in Sasebo-shi will be submitted to Nagasaki Military Government Team which transfers this demand to Sasebo Local Liaison Office and thereof this troop will be kept in touch with Nagasaki Prefectural Office.)

3. Judging from the nature of the liaison organization, in Nagasaki-ken, all liaison affairs shall be managed under the control of Nagasaki Military Government Team.

As for many units of the operation troops stationed in Sasebo, it will be probably proper and right for them to manage their liaison affairs through Nagasaki Military Government Team, we think,

When one office in charge of the liaison affairs be existed in Nagasaki-ken, it should be reasonable to open the office concerned at Nagasaki-shi; accordingly, in case of either the reduction or the abolition of Sasebo Local Liaison Office, any office or agency in charge of the liaison affairs temporarily, we believe, will have to be opened.

4. In case the liaison affairs organization be abolished in Nagasaki-ken entirely, we ask you to give us your detailed instructions relating to this affairs without delay as we ought to have the necessary counter-measures established carefully to the management policy of this affairs hereafter, judging from the importance of the foreign relation affairs in Nagasaki Ken.

(-tr. by Y. Takae-)

RM'-0001

0634

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

— Copy —

22 'gai' No. 256

24 July 1947

FROM: The Governor,  
Nagasaki - Ken.  
TO: The President,  
Central Liaison Office.  
SUBJECT: Local Liaison Office.

Mr. Yoshikawa, the acting director of Sasebo Local Liaison Office, has informed us to the effect that you notified him that the Nagasaki Detachment, Sasebo Local Liaison Office, will be abolished not later than the 15th of July and, at the same time, you ordered him to prepare for winding up the affairs of the office in expectation of the abolition of Sasebo Local Liaison Office in near future.

In Nagasaki - ken, as you know, there is Nagasaki Military Government Team in Nagasaki - shi; the operation troop of A.O.F. is stationed in Sasebo - shi; and, in addition to these we have Rest Hotels ect. at Unsen.

So we have necessarily had a great lot of the important foreign relation affairs under your jurisdiction.

Under the above circumstances, we ask you to give us your special favour to take the prompt and proper steps to the organism of liaison affairs in Nagasaki - ken, putting the following matters in your consideration.

Serial No. 896

26 July 1947

FROM: The Governor,  
Nagasaki Ken.  
TO: The Commanding Officer,  
Nagasaki Military Government Team.  
SUBJECT: Local Liaison Office.

In compliance with your order on July 21 concerning the heading, we have submitted the papers as per the annexed copy to the President, Central Liaison Office.

We hereby beg to inform you the above.

/s/ Seiro Sugiyama  
Governor

(-tr. by Y. Takae-)

RM'-0001

0835

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

c. Units in b. (1), above, are not stationed in Nagasaki-shi, the prefectural capital. This aggravates all problems in which services from the Japanese are required and in which Military Government serves troops as a liaison agency. Continuance of a direct branch of the Central Liaison Office will assist materially in meeting requirements of troops.

4. It is understood that move is essentially an economy move. It is respectfully pointed out that Central Government maintains direct liaison at

a. Fukuoka with branch offices at Kokura and Oita.

b. Kumamoto with branch office at Kagoshima.

Oita, Kumamoto and Kagoshima are all intermediate prefectures. In addition, no troops other than Military Government are stationed in Kagoshima-ken. It would seem that Nagasaki-ken a major ken would be given preference over the lesser ranking kens.

VICTOR E DELNORE  
Lt Col Inf  
Commanding

1 Incl:  
Info copy  
CO 34th Inf

2

NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM  
Nagasaki, Kyushu, Japan

VED/ni

AP0 929  
30 July 1947

SUBJECT: Liaison  
THRU : Commanding Officer  
Kyushu Mil Govt Region  
Hq & Hq Det., APO 929  
TO : Supreme Commander for Allied Powers  
General Headquarters  
APO 500

1. Information has been received at this headquarters that the Liaison Office maintained by the Japanese Central Government in Nagasaki-ken is to be abolished.

2. Attention is invited to letter from Governor, Nagasaki-ken attached hereto as inclosure 1. This Team concurs with the governor and recommends that consideration be given to instructing the Central Liaison Office at Tokyo to maintain a Liaison Office in Nagasaki-ken.

3. Reasons for this request:

a. This is a major ken.

b. Number of Troops stationed here necessitate certain services which heretofore have been provided by Central Liaison Office. Units are:

- (1) 34th Infantry Regiment plus attached troops.
- (2) U.S. Fleet Activities at Sasebo.
- (3) Three - - Eighth Army Rest Hotels.
- (4) 610 ACWE
- (5) CIC, CID, RTO.
- (6) Nagasaki Military Government Team.

RM'-0001

0636

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan